

## 疑問 相談

## 国際課税

## BEPS 防止措置実施条約が投資ストラクチャーに与える影響

Q

BEPS 防止措置実施条約の概要と、当該条約で導入された BEPS 行動計画 6（租税条約の濫用防止）の勧告が海外との投資ストラクチャーに与える影響について教えてください。

A

BEPS 防止措置実施条約は、BEPS プロジェクトにおいて策定された BEPS 防止措置のうち、租税条約に関連する措置を効率的に実現することを目的とした多国間協定です。当該条約では BEPS 行動計画 6（租税条約の濫用防止）の勧告を受けて、租税条約の濫用を主たる目的とする取引から生じる所得に対して租税条約の特典を否認する主要目的テストが導入されており、また近年、二国間条約でも主要目的テストの導入が増加しています。このため、我が国が BEPS 防止措置実施条約の適用を選択した租税条約に係る国・地域との間、あるいはそれ以外の国・地域との間であっても、対内・対外投資ストラクチャーについては、租税条約の恩典を受けることが主たる目的となっていないかについて検討する必要があると思われます。

めの租税条約関連措置を実施するための多国間条約（Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent Base Erosion and Profit Shifting）」（以下「MLI」）といい、BEPS プロジェクトにおいて策定された BEPS 防止措置のうち、租税条約に関連する措置を効率的に実現することを目的とした多国間協定です。MLI は、2017（平成 29）年 6 月 7 日に我が国を含む 67 개국・地域が署名をしており、その後署名した国、署名を表明した国があるので、今後も MLI の署名国・地域は増加することが見込まれます。

## 2 MLI の特徴

MLI により導入される BEPS 防止措置は、BEPS プロジェクトのうち「行動計画 2 ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化」、「行動計画 6 租税条約の濫用防止」、「行動計画 7 恒久的施設認定の人為的回避の防止」、「行動計画 14 相互協議の効果的実施」の勧告に基づいています。

## 【解 説】

## 1 BEPS 防止措置実施条約（MLI）の概要

BEPS 防止措置実施条約とは、正式名称を「税源浸食及び利益移転を防止するた

MLI は、世界で無数にある二国間租税条約の改訂には膨大な時間を要することから、BEPS 防止措置を効率的に実現するための多国間協定となっています。このため、それぞれの背景を有する各国が参加できるように、適用対象とする租税条約や具体的な BEPS 防止措置について各国の選択が認められており、極めて柔軟な設計になっています。なお、署名時に、参加各国は MLI の適用対象とする租税条約の相手国・地域及び適用対象とする MLI の具体的な規定を暫定的に選択しますが、当該選択は、MLI の批准等の通告時において確定するため、現在の各国の選択の内容は、今後変更される可能性があります。

### 3 MLI の適用対象となる租税条約

MLI の各締約国は、既存の租税条約のいずれを適用対象とするか任意に選択することができ、また、両締約国の選択が一致した租税条約に対してのみ MLI が適用されます。したがって、各租税条約のいずれかの締約国が MLI の締約国でない場合、または、その租税条約を MLI の適用対象として選択していない場合は、MLI はその租税条約については適用されません。

なお、我が国が MLI の署名時に提出した「暫定の一覧」において選択した我が国が MLI の適用対象として選択した相手国・地域は、次の 35 개국・地域です。  
アイルランド、イスラエル、イタリア、インド、インドネシア、英国、オーストラリア、オランダ、カナダ、韓国、クウェート、サウジアラビア、シンガポール、スウェーデン、スロバキア、チェコ、中国、ドイツ、トルコ、ニュージーランド、ノールウェー、

パキスタン、ハンガリー、フィジー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ポーランド、ポルトガル、香港、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、ルクセンブルク、ルーマニア

ただし、このうち、サウジアラビア及びマレーシアは、実際には MLI に未署名のため 2017 (平成 29) 年 10 月 25 日時点では、我が国における MLI の適用対象は、サウジアラビア及びマレーシアを除く 33 개국・地域となっています。なお、我が国との間で租税条約がある国・地域のうち、アメリカ、ブラジル、ベトナム、タイ、フィリピンなども、MLI 未署名なので、今のところこれらの国とは従来どおり二国間の租税条約が適用される見込みです。

### 4 BEPS 行動計画 6 「租税条約の濫用防止」における勧告の内容

BEPS 行動計画 6 「租税条約の濫用防止」の最終報告書においては、租税条約の濫用防止のために最低限必要な措置 (ミニマムスタンダード) として、租税条約の前文に、租税条約は、条約漁りを含む租税回避・脱税を通じた二重非課税又は税負担軽減の機会創出を意図したものでないことを明記するとともに、一般的濫用防止規定として次のいずれかを規定することを勧告しています。

- (1) 主要目的テスト (Principal Purpose Test : PPT) のみ
  - (2) PPT 及び簡素版 LOB (特典制限規定 (Limitation on Benefit)) との両方
  - (3) 厳格版 LOB 及び導管取引防止規定 (限定的 PPT)
- この主要目的テスト (PPT) とは、租

税条約の濫用を主たる目的とする取引から生ずる所得に対する租税条約の特典を否認する規定であり、また、特典制限規定(LOB)とは、租税条約の適用を受けることができる者を一定の適格者に制限する規定であり、両方とも租税条約の濫用を防止するためのものです。

## 5 MLIにおけるBEPS行動計画6の勧告の適用

当該BEPS行動計画6の勧告はMLIの第三部「条約の濫用」で規定されています。このうち、第7条1で規定している取引の主たる目的に基づく租税条約における特典の否認規定(主要目的テスト:PPT)は、MLIに署名したすべての国・地域が選択しています。なお、インド、インドネシアなど12の国は、PPTに加えて、簡素化されたLOBでPPTを補完する選択を行っています。ただし、日本を含む多くの国は簡素化されたLOBの選択を行っていません。したがって、日本がMLIの適用を選択した上述の33か国・地域と我が国との関係においては、日本がPPTのみを選択していることから、PPTのみが既存の租税条約に代えて、または加えて適用されることとなります。

## 6 MLIの発効及び適用開始

MLIは、当条約に署名した5か国・地域が批准書、受諾書または承認書を寄託することにより、その5番目の寄託された日に開始する3か月が満了する日の属する月の翌月の初日に、その5か国・地域について効力を生じます。その後批准書等を寄託する国・地域については、それぞれの寄

託から所定の期間が満了した後に効力を生じます(MLI第34条)。なお、日本においては、批准書等を寄託するためには国会の承認が必要になっています。

適用の開始については、原則として、源泉徴収される租税については、適用対象となる租税条約の当事国について効力を生じる日のうち最も遅い日以後に開始する年の1月1日以後に適用されます。また、その他の租税については、MLIが当該対象租税条約の各当事国について効力を生じる日のうち最も遅い日から6か月後に開始する課税期間に関して課される租税について適用されます(MLI第35条)。

なお、2017(平成29)年9月末時点で、5か国・地域の批准書等の寄託がなされなかったことから、源泉徴収される租税についてのMLIの適用は、早くても2019(平成31)年1月1日からとなります。

## 7 PPT導入の投資ストラクチャーへの影響

MLI第7条1においては、PPTを規定しており、すべての関連する事実及び状況を考慮して、対象租税条約に基づく特典を受けることが取引等の主たる目的の一つであったと判断される場合、当該特典を与えることが対象租税条約の目的に適合することが立証される場合を除き、租税条約の特典は与えられないものとしています。また、上述のとおり、PPTは我が国を含むMLIの署名をしているすべての国・地域が適用を選択しています。

従前、日本が締結している租税条約においては、PPTの導入は多くはなく、今まで租税条約の特典による税負担の軽減を考

慮して、日本から海外へ、海外から日本への投資ストラクチャーが検討されたことも多いと思われます。

しかしながら、MLI 施行後、我が国が適用を選択した上述の 33 か国・地域との間の租税条約の適用に関し、租税条約の特典を受けることが取引等の主たる目的であると判断される場合については、原則として、租税条約の特典を受けることができません。

また、MLI 署名国のうち、我が国が MLI の対象としていない国の多くは、最

近租税条約の改正が行われたか、交渉中であり、MLI が適用されなくても、二国間条約で PPT が導入される可能性が高くなっています。

したがって、今後 PPT が導入されれば、租税条約の特典が受けられなくなる可能性があるため、現在及び将来の投資ストラクチャーについて、租税条約の特典を受けることが主たる目的の一つでないか確認するとともに、必要に応じ、投資ストラクチャーの見直しについても検討する必要があると思われます。

※ 本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト トーマツ税理士法人の公式見解ではありません

《デロイト トーマツ税理士法人 グローバル タックス サービス

パートナー 林 博之 シニアマネジャー 佐藤光俊》